

商品先物取引業者等の監督の基本的な指針改正（新旧対照表）

平成28年8月

新	旧
目次	目次
I (略)	I (略)
II-1 (略)	II-1 (略)
II-1-1 経営管理	II-1-1 経営管理
(注) <u>指名委員会等設置会社である商品先物取引業者については取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、監査等委員会設置会社である商品先物取引業者については取締役会、監査等委員会の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。</u>	(注) <u>委員会設置会社である商品先物取引業者については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。</u>
II-3-2 システムリスク管理体制	II-3-2 システムリスク管理体制
(1) システムリスクに対する認識等	(1) システムリスクに対する認識等
① (略)	① (略)
② <u>取締役会等において、システム障害やサイバーセキュリティ事案（以下「システム障害等」という。）の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識され、必要な体制が整備されているか。</u>	(新設)
<u>（注）サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。</u>	
③ (略)	② (略)

(8) 障害発生時の対応

- ① システム障害等が発生した場合に、委託者等に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講じるとともに、速やかに復旧や代替手段の稼働に向けた作業を実施することとなっているか。

また、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う体制となっているか。

- ② システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告体制、指揮・命令系統が明確になっているか。

- ③ 経営に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表取締役をはじめとする取締役へ報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じ得る最大リスク等を報告する体制（例えば、顧客に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること）となっているか。

また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表取締役等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る体制となっているか。

- ④ 発生したシステム障害等について、原因を分析し、それに応じた再発防止策を講じているか。

また、システム障害等の原因の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。

- ⑤ システム障害等が発生した場合、速やかに主務省に被害状況等を連絡する体制が整備されているか。

- ⑥ 復旧時、原因解明時には改めて主務省宛てに報告しているか。

(注) 報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、商品先物取引業者又は商品先物取引業者から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェアやソフトウェア）に発生した障害であって、商品先物取引

(8) 障害発生時の対応

- ① 障害発生時に、委託者等に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講じているか。

(新設)

(新設)

- ② 発生した障害について、原因を分析し、それに応じた再発防止策を講じているか。

- ③ 障害発生時、速やかに主務省に被害状況等を連絡する体制が整備されているか。

- ④ 復旧時、原因解明時には改めて主務省宛てに報告しているか。

(注) 報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、商品先物取引業者又は商品先物取引業者から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェアやソフトウェア）に発生した障害であって、商品先物取引

その他顧客等に影響を及ぼすもの又はそのおそれのあるものをいう。

ただし、一部のシステム・機器に障害の影響が発生しても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、立会時間外に受注システムが停止した場合において、速やかに当該システムに相当する代替システムを起動させることによって受注が可能となり、立会時間に間に合った場合）を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められるときは、主務省への報告を求めることとする。

Ⅱ－４－２ 適合性の原則

（４）個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項

① 勧誘に当たっての前提となる顧客の属性等の把握の方法

ロ 「投資可能資金額」とは、顧客が、商品デリバティブ取引の性質を十分に理解した上で、損失（手数料等を含む。）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額であり、顧客の適合性を判断する上で重要な要素と考えられるところ、商品先物取引業者は、顧客に投資可能資金額の申告を求める際は、その意味を顧客が理解できるよう、特に、老後の生活の備えとして蓄えた財産まで投資することとなっていないか、商品デリバティブ取引の仕組み・リスク等を分かりやすく説明し、顧客が十分に理解しているかについて、適切に把握しているか。

顧客による投資可能資金額の自己申告の内容が、当該顧客の収入や資産等の属性に鑑みて過大でないことについて、書面等の形式的な審査を行うにとどまらず、当該自己申告の内容に実態との齟齬があるとの疑念が生じる場合には、例えば、管理部門等が当該自己申告の内容を当該顧客に対して確認し、その応答如何によっては、さ

その他顧客等に影響を及ぼすもの又はそのおそれのあるものをいう。

ただし、一部のシステム・機器に障害の影響が発生しても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、立会時間外に受注システムが停止した場合において、速やかに当該システムに相当する代替システムを起動させることによって受注が可能となり、立会時間に間に合った場合）を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性が高いと認められるときは、主務省への報告を求めることとする。

Ⅱ－４－２ 適合性の原則

（４）個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項

① 勧誘に当たっての前提となる顧客の属性等の把握の方法

ロ 「投資可能資金額」とは、顧客が、商品デリバティブ取引の性質を十分に理解した上で、損失（手数料等を含む。）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額であり、顧客の適合性を判断する上で重要な要素と考えられるところ、商品先物取引業者は、顧客に投資可能資金額の申告を求める際は、その意味を顧客が理解できるよう、特に、老後の生活の備えとして蓄えた財産まで投資することとなっていないか、説明を受けた商品デリバティブ取引の仕組み・リスク等を分かりやすく説明し、顧客が十分に理解しているかについて、適切に把握しているか。

らに、収入や資産の種類を質問したり、場合によってはその証明を
求めるなど適切な方法による審査を行っているか。また、そのため
の社内規則が策定され、その遵守のために適正な管理体制が構築さ
れているか。

② 具体例

イ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不適当と認められ
る勧誘であると考えられる。

(略)

- ・ 規則第102条の2第3号により行うことが可能とされている
勧誘を受けて商品取引契約を締結した者（直近の3年以内に延べ
90日間以上にわたり商品デリバティブ取引（損失限定取引を除
く。）を行った者を除く。）に対する、契約締結後最初の取引を行
う日から最低90日を経過する日までの期間において、取引証拠
金等の額が投資上限額（規則第102条の2第3号ハ（2）に規
定する投資上限額をいう。以下同じ。）の3分の1の額に達するこ
ととなる取引の勧誘

Ⅱ－4－3－1 勧誘等における禁止事項

(1) (略)

(2) 委託又は申込みを行わない旨を表示した顧客への勧誘の禁止（法第
214条第5号）

顧客が委託若しくは申込みを行わない旨又は勧誘を受けることを
希望しない旨の意思を表示することには、商品デリバティブ取引に関
し「いりません。」「関心がありません。」「興味がありません。」な
どと表明することが含まれる。

- ① 顧客からこのような意思が明確になされたにもかかわらず、その内
容に反して、当該顧客に対して継続して勧誘を行っていないか、又は、
その後改めて電話をかけてあるいは顧客を訪問して勧誘を行ってい

② 具体例

イ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不適当と認められ
る勧誘であると考えられる。

(略)

- ・ 規則第102条の2第3号により行うことが可能とされている
勧誘を受けて商品取引契約を締結した者（直近の3年以内に延べ
90日間以上にわたり商品デリバティブ取引（損失限定取引を除
く。）を行った者を除く。）に対する、契約締結後最初の取引を行
う日から最低90日を経過する日までの期間において、建玉時に
預託する取引証拠金等の額が投資上限額（規則第102条の2第
3号ハ（2）に規定する投資上限額をいう。以下同じ。）の3分の
1の額に達することとなる取引の勧誘

Ⅱ－4－3－1 勧誘等における禁止事項

(1) (略)

(2) 委託又は申込みを行わない旨を表示した顧客への勧誘の禁止（法第
214条第5号）

顧客が委託若しくは申込みを行わない旨又は勧誘を受けることを
希望しない旨の意思を表示することには、商品デリバティブ取引に関
し「いりません。」「関心がありません。」「興味がありません。」な
どと表明することが含まれる。

- ① 顧客からこのような意思が明確になされたにもかかわらず、その内
容に反して、当該顧客に対して継続して勧誘を行っていないか、又は、
その後改めて電話をかけてあるいは顧客を訪問して勧誘を行ってい

ないか（例えば、単に住居の戸口に「勧誘お断り」の表示をしている場合には、意思表示の対象やその内容が不明確であることから、直ちに委託又は申込みを行わない旨の意思の表示には当たらないと考えられるが、勧誘に際し顧客の意思を確認することが必要である。また、顧客が「今は忙しいので後日にして欲しい。」とのみ告げた場合など、顧客が特定の状況での勧誘行為に対する拒絶の意思を表明した場合は、客観的状況から合理的に認められる当該顧客の意思を踏まえて、当該特定の状況が変化した後再び勧誘を行うことは妨げられない。一方、その意思表示の対象が明確であると考えられる表示をしている場合には、当該顧客に対して勧誘を行うことは本規定に違反すると考えられる。）。

(3) ～ (4) (略)

(5) 不招請勧誘の禁止（法第214条第9号）

①～⑥ (略)

⑦ 不招請勧誘禁止の対象から除外される勧誘行為

二．内部管理体制の構築

規則第103条第1項第28号に規定する体制を整備していない場合には、規則第102条の2第2号及び第3号に規定する行為を行うことは禁止されている。特に、委託者保護に欠けることにならないよう、一連の勧誘過程における記録の作成とその保存、Ⅱ－4－1、Ⅱ－4－2（4）②ハ、Ⅱ－4－3－4及びⅡ－4－3－8に従った、特に厳格な業者内審査手続き体制の構築、苦情等の対処に関する内部管理体制等を内容とした社内規則やマニュアル等を整備し、社内研修等を通じて、役職員に周知徹底することや、内部監査部門等において、定期的又は随時に監査を実施することが重要である。

Ⅱ－4－3－3 顧客に関する情報管理体制

ないか（例えば、単に住居の戸口に「勧誘お断り」の表示をしている場合には、意思表示の対象やその内容が不明確であることから、直ちに委託又は申込みを行わない旨の意思の表示には当たらないと考えられるが、勧誘に際し顧客の意思を確認することが必要である。例えば、顧客が「今は忙しいので後日にして欲しい。」とのみ告げた場合など、顧客が特定の状況での勧誘行為に対する拒絶の意思を表明した場合は、客観的状況から合理的に認められる当該顧客の意思を踏まえて、当該特定の状況が変化した後再び勧誘を行うことは妨げられない。）。一方、その意思表示の対象が明確であると考えられる表示をしている場合には、当該顧客に対して勧誘を行うことは本規定に違反すると考えられる。

(3) ～ (4) (略)

(5) 不招請勧誘の禁止（法第214条第9号）

①～⑥ (略)

⑦ 不招請勧誘禁止の対象から除外される勧誘行為

二．内部管理体制の構築

規則第103条第28号に規定する体制を整備していない場合には、規則第102条の2第2号及び第3号に規定する行為を行うことは禁止されている。特に、委託者保護に欠けることにならないよう、一連の勧誘過程における記録の作成とその保存、Ⅱ－4－1、Ⅱ－4－2（4）②ハ、Ⅱ－4－3－4及びⅡ－4－3－8に従った、特に厳格な業者内審査手続き体制の構築、苦情等の対処に関する内部管理体制等を内容とした社内規則やマニュアル等を整備し、社内研修等を通じて、役職員に周知徹底することや、内部監査部門等において、定期的又は随時に監査を実施することが重要である。

Ⅱ－4－3－3 顧客に関する情報管理体制

顧客に関する情報は、商品デリバティブ取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。

そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」並びに規則第124条第1項第3号及び第4号の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

このように、商品先物取引業者は、顧客に関する情報及び法人である顧客に関する情報（以下「顧客に関する情報」という。）を適切に管理し得る体制を確立することが重要であり、例えば以下の点に留意して検証することとする。

Ⅱ－４－６－３ 行政手続法等との関係等

- (1) (略)
- (2) 行政不服審査法との関係

報告徴収命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は許可・登録を取り消す処分をしようとする場合には、行政不服審査法第4条及び第18条の規定に基づき審査請求をすることができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

Ⅱ－５ 取引時確認等の措置

市場の仲介者等として重要な役割を果たしている商品先物取引業者が、例えばテロ資金供与、マネー・ローンダリング等の組織的犯罪等に関与し、あるいは利用されるようなことはあってはならない。

商品先物取引業者が、組織的犯罪、資金洗浄（マネー・ローンダリング）、テロ資金供与に利用され、犯罪収益等の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に高度で強固な法令等遵守体制を構築する必要がある。

顧客に関する情報は、商品デリバティブ取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。

そのうち特に、個人である顧客に関する情報については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び規則第124条第1項第3号及び第4号の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

このように、商品先物取引業者は、顧客に関する情報及び法人である顧客に関する情報（以下「顧客に関する情報」という。）を適切に管理し得る体制を確立することが重要であり、例えば以下の点に留意して検証することとする。

Ⅱ－４－６－３ 行政手続法等との関係等

- (1) (略)
- (2) 行政不服審査法との関係

報告徴収命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は許可・登録を取り消す処分をしようとする場合には、行政不服審査法第6条及び第45条の規定に基づき異議申し立てをすることができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

Ⅱ－５ 取引時確認、疑わしい取引の届出義務

市場の仲介者等として重要な役割を果たしている商品先物取引業者が、例えばテロリズムへの資金供与、マネー・ローンダリング等の組織的犯罪等に関与し、あるいは利用されるようなことはあってはならない。

商品先物取引業者が、組織的犯罪、資金洗浄（マネー・ローンダリング）、テロリズムへの資金供与に利用され、犯罪収益等の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に高度で強固な法令等遵守体制を構築する必要がある。

特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（犯収法第11条に基づく取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理体制を構築することは、組織犯罪によるマネー・ローンダリング等を防止し、商品デリバティブ取引に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。

犯収法に基づく取引時確認等の措置の的確な実施体制については、以下のような点に留意して検証することとする。

（注）取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について（商品先物取引業者）」（平成25年3月 農林水産省・経済産業省）を参考にすること。

（1）犯収法に基づき、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を的確に実施するための体制が整備されているか。

① 犯収法第3条第3項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行っているか。

② 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析するとともに、保存している確認記録及び取引記録等について継続的に精査しているか。

③ 犯収法第4条第2項前段に定める厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第5条に定める顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取

る。

特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出に関する内部管理体制を構築することは、組織犯罪によるマネー・ローンダリング等を防止し、商品デリバティブ取引に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。

犯収法に基づく取引時確認及び疑わしい取引の届出の実施体制については、以下のような点に留意して検証することとする。

（注）取引時確認や疑わしい取引の届出においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について（商品先物取引業者）」（平成25年3月 農林水産省・経済産業省）を参考にすること。

（新設）

引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引を行う際には、統括管理者（犯収法第11条第3号に基づく統括管理者をいう。以下同じ。）が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と併せて保存しているか。

(2) 犯収法に基づく取引時確認を的確に実施するための体制が整備されているか。

① 社内規則等において、取引時確認を行うための社内体制や手続が明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。

特に、以下の点について明確化することが考えられる。

イ. 取引時確認を実施する担当部署、責任者とその役割

ロ. 担当部署が行った取引時確認の適切性の判断、その実施状況の把握・検証・分析等、社内における取引時確認事務を統括する部署、責任者（当該業務に関する社内的な最終判断を行う者を含む。）とその役割

ハ. 上記イ及びロの部署における報告体制（その他関係部署の連携体制も含む。）

ニ. 顧客の取引時確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録の適時・適切な作成・保存（個人番号及び基礎年金番号の適切な取扱いを含む。）

② (略)

③ (略)

④ 法人顧客との取引における実質的支配者の確認や、外国 P E P s（注）該当性の確認を行っているか。

（注）犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「犯収法施行令」という。）第12条第3項各号及び犯収法施行規則第

(1) 犯収法に基づく取引時確認を的確に実施するための体制が整備されているか。

① 社内規則等において、取引時確認を行うための社内体制や手続が明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。

特に、以下の点について明確化することが考えられる。

イ. 取引時確認を実施する担当部署、責任者とその役割

ロ. 担当部署が行った取引時確認の適切性の判断、その実施状況の把握・検証・分析等、社内における取引時確認事務を統括する部署、責任者（当該業務に関する社内的な最終判断を行う者を含む。）とその役割

ハ. 上記イ及びロの部署における報告体制（その他関係部署の連携体制も含む。）

ニ. 顧客の取引時確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録の適時・適切な作成・保存

② (略)

③ (略)

④ 下記イ～ハのような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認

15条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。

とりわけ、犯収法第4条第2項前段及び犯収法施行令第12条各項に基づく下記イ～ニのような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。

イ. 取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

ロ. 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客との取引

ハ. 犯収法施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客との取引等

ニ. 外国PEPsに該当する顧客等との取引

⑤ (略)

⑥ 役職員の採用に当たって、テロ資金供与やマネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。

また、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、統括管理者として適切な者を選任・配置しているか。

⑦ (略)

⑧ (略)

(3) 犯収法に基づく疑わしい取引の届出を的確に実施するための体制が整備されているか。

① (略)

が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。

イ. 取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

ロ. 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客との取引

ハ. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第2項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客との取引等

⑤ (略)

⑥ 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。

⑦ (略)

⑧ (略)

(2) 犯収法に基づく疑わしい取引の届出を的確に実施するための体制が整備されているか。

① (略)

② 疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、商品先物取引業者が取得した取引時確認情報、顧客属性、取引態様、取引時の状況その他の商品先物取引業者が取得・保有している当該取引に係る具体的な情報及び犯罪収益移転危険度調査書を総合的に勘案し、犯収法第8条第2項並びに犯収法施行規則第26条及び第27条に基づく適切な検討の上、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。

(注1) 考慮すべき顧客属性及び取引態様としては、国籍（例：F A T F が公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、外国P E P s 該当性、顧客が行っている事業等、取引金額・回数等、国内外の取引の別が考えられる。

(注2) 商品先物取引業者において、疑わしい取引の端緒となる情報の蓄積や形式的な基準を設けることも有用な手段として考えられるが、定型的な社内基準を設ける場合は、当該基準のみに依拠し、届出が形骸化することを防止するため、各取引の態様等を総合的に判断するための措置を講じることが留意する必要がある。

③ 商品先物取引業者の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客や取引等を検出・監視・分析しているか。

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

(4) (略)

② 疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、商品先物取引業者が取得した取引時確認情報、取引時の状況その他商品先物取引業者が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案の上、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。

(注) 商品先物取引業者において、疑わしい取引の端緒となる情報の蓄積や形式的な基準を設けることも有用な手段として考えられるが、定型的な社内基準を設ける場合は、当該基準のみに依拠し、届出が形骸化することを防止するため、各取引の態様等を総合的に判断するための措置を講じることが望ましい。

③ 疑わしい取引の判断に当たって、商品先物取引業者の業務内容、顧客の属性が考慮されているか。

考慮すべき顧客の属性としては、国籍（例：F A T F (Financial Action Task Force：企業活動作業部会) が公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、公的地位 (Politically exposed persons)、顧客が行っている事業等、取引金額・回数等の取引実態、国内外の取引の別が考えられる。

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

(3) (略)

Ⅱ－６ 反社会的勢力による被害の防止

(1) 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む商品先物取引業者においては、商品先物取引業者自身や役員のみならず、顧客の様々な利害関係者が被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を商品デリバティブ取引から排除していくことが求められる。

もとより商品先物取引業者として公共の信頼や社会的信用を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、商品先物取引業者においては、下記の政府指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。また、暴力団等の反社会的勢力が商品デリバティブ取引に参画し、資金獲得を図っている状況も窺われる。こうしたケースに適切に対処するには経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって商品先物取引業者や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

(参考) 政府指針

(a) 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応

Ⅱ－６ 反社会的勢力による被害の防止

(1) 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む商品先物取引業者においては、商品先物取引業者自身や役員のみならず、顧客の様々な利害関係者が被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を商品デリバティブ取引から排除していくことが求められる。

もとより商品先物取引業者として公共の信頼や社会的信用を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、商品先物取引業者においては、下記の政府指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。また、暴力団等の反社会的勢力が商品デリバティブ取引に参画し、資金獲得を図っている状況も窺われる。こうしたケースに適切に対処するには経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、従業員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって商品先物取引業者や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

(参考) 政府指針

(a) 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応

- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

(b) 反社会的勢力のとりえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成23年12月22日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。

(2) 主な着眼点

反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための取組を行うため、当該関係解消のための体制整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための体制整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

① 組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、商品先物取引業者単体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。

- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

(b) 反社会的勢力のとりえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。

(2) 主な着眼点

反社会的勢力との関係を遮断するための体制整備の検証については、個々の取引実態等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

① 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組を行うこととしているか。

イ. 反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること。

ロ. 定期的に商品デリバティブ取引の取引実態や属性情報等を確認するなど、反社会的勢力の関与がないか顧客情報の管理を適切に行うこと。

ハ. いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと。

② 反社会的勢力対応部署による一元的な管理体制の構築

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理体制の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

イ. (略)

ロ. 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制となっているか。特に、平素より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、詐欺・脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。

ハ. 反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっているか。

また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制となっているか。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

② 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理体制の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

イ. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合等に、当該情報を直ちに反社会的勢力対応部署へ報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

ロ. (略)

ハ. 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制となっているか。特に、日常から警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、詐欺・脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。

(新設)

③ 適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する暴力追放運動推進センター等の情報を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

④ 適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の契約の適切な事後検証を行うための体制が整備されているか。

⑤ 反社会的勢力との取引解消に向けた取組

イ. 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。

ロ. 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。

ハ. 事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、関係の遮断を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮しているか。

ニ. いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供や不適切・異例な取引を行わない体制を整備しているか。

⑥ 反社会的勢力による不当要求への対処

イ. 反社会的勢力により不当な要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与の下、対応を行うこととしているか。

(新設)

(新設)

(新設)

③ 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、その際の対応は、以下の点に留意したものとなっているか。

イ. 反社会的勢力により不当な要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して速やかに取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与の下、対応を行うこと。

ロ. 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、詐欺・脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。

ハ. 反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこととしているか。

三. 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上又は従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

⑦ 株主情報の管理

定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行っているか。

⑧ (略)

Ⅱ－９ 商品先物取引業者の許可

(１)～(５) (略)

(６) 許可申請に対する処分

許可申請に対して許可を行わないこととする場合にあっては、不許可の理由を明記した文書をもって許可申請者に通知するものとする。この場合にあっては、主務大臣に対する審査請求及び国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨を書面で教示するものとする。

V－２ 諸手続

V－２－１ 登録手続

ロ. 積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、詐欺・脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。

ハ. あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと。

④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上又は従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

(新設)

⑤ (略)

Ⅱ－９ 商品先物取引業者の許可

(１)～(５) (略)

(６) 許可申請に対する処分

許可申請に対して許可を行わないこととする場合にあっては、不許可の理由を明記した文書をもって許可申請者に通知するものとする。この場合にあっては、主務大臣に対する異議申立て及び国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨を書面で教示するものとする。

V－２ 諸手続

V－２－１ 登録手続

(1) ～ (7) (略)

(8) 登録の拒否

登録申請に対して登録の拒否とする場合にあっては、登録拒否の理由を明記した文書をもって登録申請者に通知するものとする。この場合にあっては、主務大臣に対して審査請求又は国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨を書面により教示するものとする。

VI-4 変動証拠金及び当初証拠金の授受に係る措置について

金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第123条第1項第21号の5に定める変動証拠金及び同項第21号の6に定める当初証拠金については、以下の点に留意し監督するものとする。

(1) 証拠金の授受

金商業等府令における証拠金の授受に当たって、特定店頭商品デリバティブ取引業者（規則第168条第4項第4号の規定に基づき同号イに掲げる事項を届け出ることとされている特定店頭商品デリバティブ取引業者に限る。（2）において同じ。）は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引（金商業等府令第123条第1項第21号の5に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）において、同号及び第21号の6に規定する措置（変動証拠金及び当初証拠金の授受に係る措置）を講ずるに当たり、当該非清算店頭デリバティブ取引に店頭商品デリバティブ取引を含めた上で、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「IV-2-4（4）非清算店頭デリバティブ取引」等を参照して適切な対応をとるよう努めているか。

また、金商業等府令第123条第10項第4号ロに規定する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3000億円未満の特定店頭商品デリバティブ取引業者（第一種金融商品取引業者等（注）である者に限る。）であっても、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引における変動証拠金の授受等に関する体制整備につ

(1) ～ (7) (略)

(8) 登録の拒否

登録申請に対して登録の拒否とする場合にあっては、登録拒否の理由を明記した文書をもって登録申請者に通知するものとする。この場合にあっては、主務大臣に対して異議申立て又は国を相手方とする処分の取消しの訴えを提起できる旨を書面により教示するものとする。

(新設)

いて、当該店頭デリバティブ取引に店頭商品デリバティブ取引を含め、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅳ－２－４（４）非清算店頭デリバティブ取引」等を参照して、取引の規模やリスク特性等を勘案し、適切な対応をとるよう努めているか。

（注）第一種金融商品取引業者及び登録金融機関のほか、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」、「信託会社等に関する総合的な監督指針」の対象となる者をいう。

（２）定量的計算モデルの適合性の確保

「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の六イの規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件」（平成２８年金融庁告示第１５号。以下「金融庁告示」という。）第１条第１項の定量的計算モデルを用いる方法により、金商業等府令第１２３条第１項第２１号の６イの潜在的損失等見積額を算出する特定店頭商品デリバティブ取引業者は、当該モデルの適合性を確保するため、以下の点に留意することとする。

- ① 当該定量的計算モデルの構築、使用その他の運用が、金融庁告示第３条から第６条の規定に適合しているか。
- ② 当該定量的計算モデルの構築、使用その他の運用が当該規定に反することとなったときは、特定店頭商品デリバティブ取引業者は、遅滞なく、その旨及びその内容を主務省に報告しているか。

Ⅵ－５ 行政処分を行う際の留意点
(略)

Ⅵ－４ 行政処分を行う際の留意点
(略)